

重要事項説明書（訪問リハビリテーション）

（別紙1）

1、事業所の概要

- 開設法人 医療法人 明芳会 佐藤病院
- 事業所名 佐藤病院訪問リハビリテーション
- 事業所所在地 岡山市南区築港栄町2-13
- 電話番号 (086) 263-6622
- 事業所番号 3310111053

2、事業の目的

医療法人明芳会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーションの適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態又は要支援状態にある者で、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な者に対して、適正な訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

3、運営の方針

介護保険法の趣旨に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとします。

また、訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4、職員の勤務体制

- 管理者 1名 (医師)
- 理学療法士 1名以上
- 作業療法士 1名以上
- 言語聴覚士 1名以上

5、営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から金曜日 土曜日は午前中のみ
※国民の祝日及び8月15日、12月30日から1月3日の間は、随時相談に応じる。
- 営業時間 午前9時 ~ 午後5時

6、サービス提供の概要

当事業所の担当医（主治医）の診察とリハビリの指示に基づき、当事業所の理学療法士や言語聴覚士等がご利用者様のご自宅を訪問し、ご利用者様やご家族様の希望等を伺いながらリハビリテーション実施計画書を作成し、内容を説明し、同意を得ます。その計画書に沿って、ご利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善、発話機能、摂食嚥下機能の維持・改善等を行います。実施内容はその都度カルテに記載します。また、主治医と担当医に対しては定期的にその経過や概要を報告します。

あくまでも医師の指示の下でのリハビリサービスの提供となりますので、ご利用者さまには最低でも3ヶ月に1回は当院担当医（主治医）の診察を受けていただく必要があります。なお、ご利用者さまの主治医が他院の場合は、そちらへの診察と当院担当医への診療情報提供が併せて必要となります。

7、利用料及びその他の費用

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載している割合額とします。（別紙2「サービス内容説明書」参照）

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

※通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき100円

前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

お支払い方法は、当月のご利用請求書を翌月中旬頃にお渡し致しますので、訪問リハビリ時の現金でのお支払い、もしくは中国銀行の口座引き落としのどちらかとなります。お支払いの確認後、領収書を発行致します。

8、訪問リハビリ職員の禁止行為

訪問リハビリ職員はサービスの提供に当たり、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9、事業の実施地域

通常の事業の実施地域は岡山市南福祉事務所管内の区域とします。

ただし、通常の事業実施地域以外で利用者の希望がある場合は、協議の上サービス提供を決定します。

10、緊急時における対応

サービス実施中に利用者の病状の急変及びその他緊急の事態が生じた時は、救急車の呼び出し及び速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。（別紙4「訪問リハビリ中の急変時の対応」参照）

11、事故発生時の対応

訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応については、あらかじめ定められたマニュアルに沿って対応させていただきます。市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な処置を講じると共に、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。また、賠償すべき事態になった際に速やかに対応できるよう損害賠償保険に加入しております。

12、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の対応

虐待の防止に関する責任者を選定し、従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修を実施しております。訪問リハビリテーション等の提供に当たり、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告します。

13、地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するように努め

ます。

14、成年後見制度の活用支援

適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行ないます。

15、苦情解決体制の整備

提供した訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

相談・苦情に対する窓口として、担当者を設置しています。

担当者： 理学療法士 川合 有美
連絡先： TEL 086-263-6622
FAX 086-264-6769

※担当者が不在の場合は、基本的事項について、他スタッフでも対応が出来るようにすると共に、必ず担当者に引継ぎ改善・是正措置を配慮いたします。

※事業者は利用者が苦情申し立てなどを行ったことを理由として不利益な扱いをすることはありません。

※その他、公的機関へも相談・苦情窓口が設置されています。

岡山県国民健康保険団体連合会

TEL 086-223-8811

岡山市介護保険課

TEL 086-803-1240

岡山市事業者指導課

TEL 086-212-1012

16、個人情報保護

事業所の従業員は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、個人情報保護委員会と厚生労働省で策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。また、利用者及びその家族の個人情報利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとします。

17、その他の重要事項

○体調不良等により訪問リハビリを休まれるとき

体調不良等で訪問リハビリ実施日に休まれる際は担当ケアマネジャーへの連絡をお願いします。病院受診等の予定がある場合は、事前に担当療法士に伝えてください。

※キャンセル料は徴収していませんが、担当療法士のスケジュールに影響しますので、できるだけ早めに、必ず連絡をいただきたく存じます。上記以外にも状態に変化等があった際にはご一報をいただきたく存じます。(佐藤病院：086-263-6622)

○ 訪問時間はサービス提供表に基づき厳守致しますが、交通事情等の都合等で時間が多少前後する可能性がありますのでご了承下さい。

○ 利用者様の1ヶ月以上の長期入院等により、サービス再開時に利用時間が変更になることがございますので予めご了承下さい。

- 利用者本人からサービス提供記録の開示を認められた場合は、速やかに対応いたします。
- 年に一度アンケートを行ないサービスの評価を行ない、結果を公表しサービスの改善に努めております。

○ 訪問時不在の場合

①本人の緊急連絡先へ連絡 → つながれば、話をして調整。



②担当ケアマネジャーに連絡し、不在の旨を伝え本人または家族へ連絡してもらう。

この時点で当日の訪問リハビリは中止とし、担当者は病院へ戻る。

※連絡がつかないが、自宅内で倒れている等の緊急を要する気配があれば、隣人等呼び、2人以上で家の中に入り、対処させていただくこともあります。

○ 身体拘束等の原則禁止

サービス提供にあたっては利用者の生命又は、身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」など）を行わないこととします。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者本人・家族に対して身体拘束の内容、理由、期間などについて説明し同意を得た上で、その様態、時間、その際の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記載する事とします。

○ 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に基づいて必要な措置を講じるものとします。また、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。